

本検討会における自主防災組織等の人材育成の基本的な考え方①

○自主防災組織等の人材育成の主体

- 自主防災組織等のリーダー等の人材育成の主体は、基本的に地方公共団体、**特に市区町村の果たす役割は重要**

●消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（抄）

（市町村による防災体制の強化）

第17条 市町村は、地域における防災体制の強化のため、防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上、必要な資材又は機材の確保等に努めるものとする。

- ⇒ **自主防災組織は、町内会、自治会等の単位を基に構成された地域密着型の組織**
- ⇒ **このため、地域に身近な基礎自治体である市区町村が、地域の実情・特性に応じたふさわしい人材を育成することが基本**

- 国・都道府県等は、市区町村が行う自主防災組織等の人材育成の取組を支援する役割**

●消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（抄）

（関係者相互の連携及び協力）

第6条 住民、自主防災組織、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等は、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

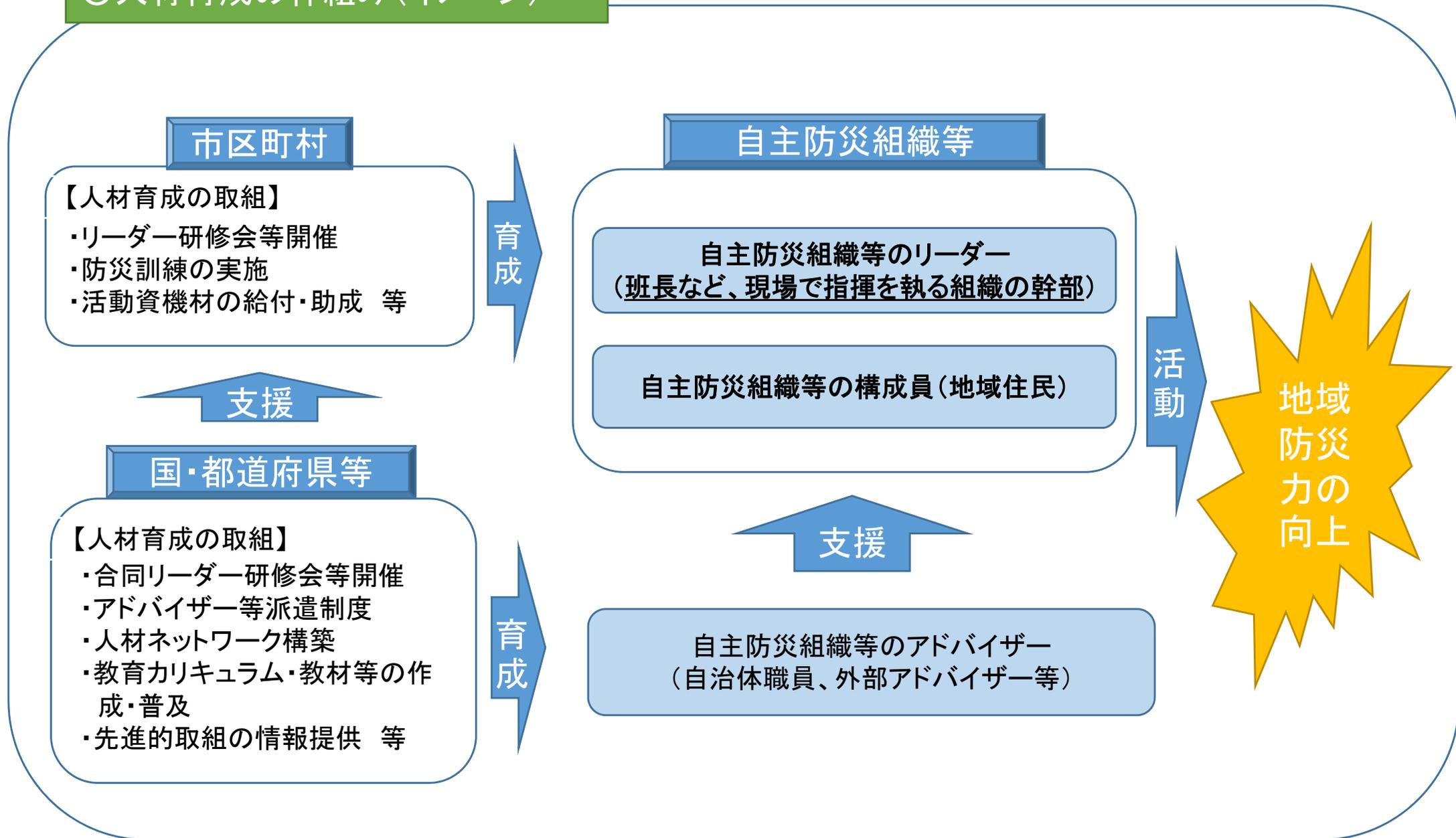
（市町村に対する援助）

第20条 国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を図るための取組を支援するため必要な援助を行うものとする。

- ⇒ 全国の先進的取組の情報提供
- ⇒ 地方公共団体における人材育成に要する経費の財政的支援（地方交付税措置等）
- ⇒ 自主防災組織等の活動に関するアドバイザー等の育成・活用
- ⇒ 人材育成のカリキュラムや教材等の作成、普及啓発
- ⇒ 都道府県単位の自主防災組織等連絡協議会の開催等の支援
- ⇒ 合同リーダー研修会等の開催

本検討会における自主防災組織等の人材育成の基本的な考え方②

○人材育成の枠組み(イメージ)



本検討会における自主防災組織等の人材育成の基本的な考え方③

○国が支援する人材育成のコンテンツ等(イメージ)

人材育成の対象者

自主防災組織等のリーダー(班長など、現場で指揮を執る組織の幹部)

【役割】自主防災組織の班長など、平時、災害時の活動の中心

自主防災組織等の構成員(地域住民)

【役割】平時、災害時にリーダーの指導の下で活動

自主防災組織等のアドバイザー(自治体職員、外部アドバイザー等)

【役割】自主防災組織のリーダーや構成員に対する教育訓練の企画・実施

人材育成のコンテンツ

<自主防災組織等のリーダー育成用の教育訓練カリキュラム・教材>

【カリキュラム内容(例)】

- ・リーダーの心構え
- ・防災マップ演習の企画・実施
- ・DIG(災害図上演習)、HUG(避難所運営ゲーム)の企画・実施 など

<自主防災組織等の構成員用の教育訓練カリキュラム・教材>

【カリキュラム内容(例)】

- ・災害に関するイメージ、基礎知識
- ・平時の対策(災害発生に備える)
- ・災害発生時の対策(安否確認、避難、初期消火など) など

- ・人材育成アドバイザーデータベース構築
- ・人材育成アドバイザー派遣制度 等

今年度検討予定内容

来年度以降に検討予定